

資 料 編

【共通項目】

1	地方分権改革推進委員会の活動状況	1
2	地方分権改革推進委員会委員	7
3	経済財政改革の基本方針2008（抄）	8
4	経済財政改革の基本方針2009（抄）	8
5	基本方針（抄）	9
6	連立政権樹立に当たっての政策合意（抄）	11
7	内閣総理大臣の談話（平成21年10月8日）	12
8	地域主権推進担当大臣談話（平成21年10月8日）	12
9	内閣府特命担当大臣（地域主権推進）発言要旨 （平成21年10月9日閣僚懇談会）	13
10	地方分権改革推進委員会関係法令	14
11	地方分権改革推進本部の設置について	19

【「義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大」関連】

12	義務付け・枠付けの見直し関連の審議経過	20
13	地方分権改革推進委員会第2次勧告（平成20年12月8日）（抄）	22
14	小早川委員ワーキンググループ	27
15	地方分権推進委員会 最終報告（平成13年6月14日）（抄）	28

地方分権改革推進委員会の活動状況

○委員会

回	月日	主 な 議 題
第 1 回	19/4/ 2	委員長互選、内閣総理大臣あいさつ、内閣府特命担当大臣（地方分権改革）あいさつ、委員長あいさつ、運営規則の決定等
第 2 回	4/17	委員からの意見発表（猪瀬委員、増田委員長代理、横尾委員）
第 3 回	4/24	西尾勝氏（元地方分権推進委員会委員）との意見交換 水口弘一氏（元地方分権改革推進会議議長代理）との意見交換
第 4 回	4/26	委員からの意見発表（小早川委員、井伊委員、露木委員）
第 5 回	5/15	自由討議（論点整理案について）
第 6 回	5/24	「基本的な考え方」の素案についての討議
第 7 回	5/30	「基本的な考え方」についての討議（決定）
第 8 回	6/ 5	地方六団体との意見交換 委員による自由討議
第 9 回	6/15	夕張市に関する審議
第 10 回	6/27	総務省ヒアリング（行政関係）
第 11 回	7/ 5	総務省・財務省ヒアリング（税財政関係）
第 12 回	7/12	厚生労働省ヒアリング（介護保険制度関係、生活保護制度関係、医療制度及び医療保険制度関係）
第 13 回	7/19	国土交通省ヒアリング（都市計画関係、道路関係、河川関係） 農林水産省ヒアリング（農地、農業振興地域関係）
第 14 回	7/31	厚生労働省・文部科学省ヒアリング（児童福祉制度（保育関係）と幼児教育等関係、教職員の人事権等関係） 法制問題の検討状況について（小早川委員）
第 15 回	8/29	内閣府特命担当大臣（地方分権改革）あいさつ 全国知事会地方分権推進特別委員会分野別プロジェクトチーム担当知事との意見交換（環境分野、まちづくり分野、災害その他分野）
第 16 回	9/ 4	内閣府副大臣あいさつ、内閣府大臣政務官あいさつ 全国知事会地方分権推進特別委員会委員長及び分野別プロジェクトチーム担当知事等との意見交換（産業分野、教育分野、福祉分野）
第 17 回	9/13	全国市長会との意見交換 全国町村会との意見交換
第 18 回	9/18	片山善博氏（慶應義塾大学大学院教授）との意見交換 環境省ヒアリング（環境関係）
第 19 回	9/20	経済産業省ヒアリング（産業関係） 内閣府（防災担当）・総務省消防庁ヒアリング（防災関係）
第 20 回	9/27	厚生労働省ヒアリング（労働関係） 国土交通省ヒアリング（交通・観光関係）

第21回	10/ 3	厚生労働省・文部科学省ヒアリング（児童福祉（保育）・幼児教育等、教育） くらしづくり関係の論点整理について（井伊委員）
第22回	10/10	国土交通省ヒアリング（道路関係、河川関係） まちづくり関係の論点整理について（猪瀬委員）
第23回	10/15	石原慎太郎東京都知事との意見交換 国土交通省ヒアリング（都市計画関係、公営住宅関係） 農林水産省ヒアリング（農地、農業振興地域制度、その他農業分野関係）
第24回	10/23	厚生労働省ヒアリング（社会保障分野）
第25回	10/31	総務省・財務省ヒアリング（税財政関係） 法制問題の検討状況について（小早川委員）
第26回	11/ 2	全国知事会長との意見交換 地域集落対策についてのヒアリング 内閣府特命担当大臣（地方分権改革）あいさつ 「中間的な取りまとめ」に向けた討議（構成案）
第27回	11/ 8	「中間的な取りまとめ」に向けた討議（素案）
第28回	11/13	「中間的な取りまとめ」に向けた討議（原案）
第29回	11/16	「中間的な取りまとめ」に向けた討議（決定）
第30回	11/28	総務省ヒアリング（国庫補助負担金） 都道府県から市町村への権限移譲に関する意見交換
第31回	12/ 5	経済同友会・日本商工会議所との意見交換
第32回	20/1/23	政府部内改革担当部局の地方分権に関する取組についてのヒアリング （独立行政法人改革、公共サービス改革（市場化テスト）、規制改革）
第33回	1/30	経済産業省ヒアリング（経済産業局）
第34回	2/ 6	国土交通省ヒアリング（地方整備局（砂防、都市公園、港湾、建設業・不動産 産業関係）） 法務省ヒアリング（法務局及び地方法務局）
第35回	2/20	農林水産省ヒアリング（国の出先機関関係（地方農政局、森林管理局、漁業 調整事務所）、森林・林業対策関係）
第36回	2/28	国土交通省ヒアリング（北海道開発局） 厚生労働省ヒアリング（地方厚生局） 国の出先機関の見直しに係る提言（全国知事会等）
第37回	3/ 5	国土交通省ヒアリング（地方運輸局）
第38回	3/18	日本経済団体連合会・全国知事会との意見交換
第39回	3/27	総務省ヒアリング（総合通信局） 厚生労働省ヒアリング（中央労働委員会地方事務所） 内閣府ヒアリング（沖縄総合事務局）
第40回	4/ 2	厚生労働省ヒアリング（都道府県労働局） 環境省ヒアリング（地方環境事務所） 国土交通省ヒアリング（地方航空局）
第41回	4/ 8	国土交通省ヒアリング（地方整備局（道路・河川関係））
第42回	4/17	文部科学省・厚生労働省との公開討議

第43回	4/23	農林水産省との公開討議 都道府県から市町村への権限移譲について
第44回	4/25	環境省との公開討議 文部科学省との公開討議
第45回	5/ 1	国土交通省との公開討議 消費者行政一元化の検討状況について
第46回	5/ 9	厚生労働省との公開討議 第1次勧告の素案について
第47回	5/15	第1次勧告に向けた討議
第48回	5/22	国土交通省からの報告（道路・河川関係） 第1次勧告に向けた討議
第49回	5/28	第1次勧告に向けた討議（決定）
第50回	6/26	地方分権改革推進要綱（第1次）について（内閣府） 国の出先機関の見直しに係る当面の審議について
第51回	7/ 3	地方自治体の広域連携について（松本英昭地方公務員共済組合連合会理事長） 定住自立圏構想について（総務省）
第52回	7/11	国土交通省ヒアリング（北海道開発局関連） 国の出先機関の見直しの「中間報告」に向けた委員間討議
第53回	7/17	農林水産省ヒアリング（地方農政局関連） 国の出先機関の見直しの「中間報告」に向けた委員間討議
第54回	7/25	全国知事会との意見交換 国の出先機関の見直しの「中間報告」に向けた委員間討議
第55回	8/ 1	国の出先機関の見直しの「中間報告」に向けた委員間討議
第56回	9/ 1	関西広域機構ヒアリング（関西広域連合設立に向けた取組） 総務省ヒアリング（公務員の配置転換や移行等）
第57回	9/16	国の出先機関の事務・権限の仕分けに関する各府省の見解について 道路・河川の移管に伴う財源等の取扱いに関する意見についての討議（決定） 農林水産省ヒアリング（非食用の事故米穀の不正規流通の問題）
第58回	9/22	義務付け・枠付けに係る「メルクマール該当性についての委員会としての考え方」（案）について
第59回	9/30	国の出先機関の主要な事務・権限に関する公開討議（地方整備局、地方運輸局）
第60回	10/ 1	国の出先機関の主要な事務・権限に関する公開討議（地方農政局）
第61回	10/ 8	国の出先機関の主要な事務・権限に関する公開討議（経済産業局、都道府県労働局）
第62回	10/21	義務付け・枠付けの見直しに関するヒアリング（文部科学省、環境省）
第63回	10/30	義務付け・枠付けの見直しに関するヒアリング（厚生労働省） 道路特定財源に係る総理発言等について（意見交換）
第64回	11/ 4	義務付け・枠付けの見直しに関するヒアリング（農林水産省） 直轄国道の移管と出先機関の見直しについて

第65回	11/11	義務付け・枠付けの見直しに関するヒアリング（国土交通省） 地方制度調査会小委員会林小委員長・総務省ヒアリング（自治制度の見直し）
第66回	11/19	義務付け・枠付けの見直しに関する委員報告について（小早川委員） 第1次勧告のフォローアップについて
第67回	11/26	全国知事会ヒアリング（道路・河川の移管に関する協議の状況） 第2次勧告に向けた討議 （義務付け・枠付けの見直し関係（勧告素案）、国の出先機関の見直し関係）
第68回	12/ 2	国土交通省ヒアリング（道路・河川の移管に関する協議の状況） 第2次勧告に向けた討議 （義務付け・枠付けの見直し関係（勧告案）、国の出先機関の見直し関係）
第69回	12/ 8	第2次勧告に向けた討議（決定）
第70回	12/16	第2次勧告提出後の動向について
第71回	21/1/14	今後の審議の進め方について
第72回	1/27	税財政に関するヒアリング （大田弘子政策研究大学院大学教授、小幡純子上智大学教授） 委員間討議（税財政）
第73回	2/ 4	税財政に関するヒアリング（内閣府、小西砂千夫関西学院大学教授、富田俊基中央大学教授） 委員間討議（税財政）
第74回	2/13	義務付け・枠付けの見直しに関するヒアリング （農林水産省、厚生労働省、文部科学省関係）
第75回	2/18	地方自治体における行政体制の整備について 行政改革推進本部事務局・厚生労働省ヒアリング （独立行政法人雇用・能力開発機構） 厚生労働省ヒアリング （都道府県労働局・ハローワークで行われている地方自治体と協働した取組）
第76回	2/25	税財政に関するヒアリング（神野直彦東京大学教授、田近栄治一橋大学教授） 義務付け・枠付けの見直しに関するヒアリング（国土交通省関係）
第77回	3/ 4	国の出先機関に係る「工程表」の策定について（内閣府） 税財政に関するヒアリング（総務省、財務省） 第1次勧告のフォローアップに関するヒアリング （文部科学省、農林水産省）
第78回	3/25	直轄事業負担金に関するヒアリング（泉田裕彦新潟県知事） 出先機関改革に係る工程表について（内閣府） 第1次勧告のフォローアップに関するヒアリング （文部科学省、厚生労働省） 義務付け・枠付けの見直しに関するヒアリング（厚生労働省）
第79回	3/26	義務付け・枠付けの見直しに関するヒアリング（国土交通省） 直轄事業負担金に関するヒアリング（橋下徹大阪府知事）
第80回	4/ 2	直轄事業負担金に関するヒアリング （村井仁長野県知事、木下敏之行政経営研究所代表） 国土交通省ヒアリング（直轄事業負担金、第1次勧告のフォローアップ等）
第81回	4/15	義務付け・枠付けの見直しに関するヒアリング （文部科学省、農林水産省、国土交通省）

第82回	4/24	国直轄事業負担金に関する意見について（決定） 国土交通省ヒアリング（出先機関改革に対応した合同庁舎の整備方針）
第83回	5/14	税財政について
第84回	5/20	税財政に関するヒアリング（土居文朗慶應義塾大学教授） 行政委員会に関するヒアリング（総務省）
第85回	5/28	小早川委員ワーキンググループ報告（義務付け・枠付けの見直し）
第86回	6/5	直轄事業負担金問題等について 義務付け・枠付けの見直しに係る第3次勧告に向けた中間報告についての討議（決定） 税財政に関するヒアリング（林正壽早稲田大学教授）
第87回	6/17	国土交通省ヒアリング（直轄事業負担金及び国の出先機関の合同庁舎の建設） 税財政に関するヒアリング（森田朗東京大学教授）
第88回	6/30	地方制度調査会に関するヒアリング（総務省） 税財政の論点整理について（委員間討議）
第89回	7/16	行政委員会に関するヒアリング（文部科学省） 税財政の論点整理について（委員間討議）
第90回	7/21	財務会計に関するヒアリング（総務省） 行政委員会に関するヒアリング（農林水産省） 農林水産省ヒアリング（食糧部関連）
第91回	7/28	国土交通省ヒアリング（北海道開発局関連、道路局及び河川局関連） 税財政の論点整理について（委員間討議）
第92回	8/7	税財政の論点整理について（委員間討議）
第93回	8/17	税財政の論点整理について（委員間討議）
第94回	8/25	地方六団体からの意見表明と意見交換
第95回	9/7	小早川委員ワーキンググループ報告（義務付け・枠付けの見直し関係） 国と地方の協議の場及び地方自治関係法制について（委員間討議）
第96回	9/24	第3次勧告に向けた討議（義務付け・枠付けの見直し関係）
第97回	10/7	第3次勧告に向けた討議（決定）

○地方分権懇談会等

月日	会議名等
19/6/7	地方分権懇談会 in 南幌
6/11	地方分権懇談会 in 名古屋
6/21	地方分権懇談会 in 長岡
7/3	地方分権懇談会 in 久留米
7/4	地方分権懇談会 in 広島
7/24	地方分権懇談会 in 松山
7/25	地方分権懇談会 in 池田、全国知事会との懇談
20/10/9	地方分権懇談会 in 沖縄

○地方視察

月日	視 察 先 等
20/7/10	<さいたま> ・ 関東地方整備局、関東農政局視察 ・ 埼玉県との意見交換
9/ 8	<仙台> ・ 東北地方厚生局、東北経済産業局視察 ・ 地元経済界との意見交換
10/ 9 ~10/10	<沖縄> ・ 沖縄総合事務局視察 ・ 地方分権懇談会 in 沖縄 ・ 沖縄県との意見交換

○シンポジウム等

月日	会 議 名 等
20/2/11	地方分権セミナー@エルムの杜
4/22	どないすんねん!?-地方分権シンポジウム@関西

地方分権改革推進委員会委員

(敬称略)

委員長 丹羽 宇一郎 伊藤忠商事株式会社取締役会長

委員長代理 西尾 勝 財団法人東京市政調査会理事長

委員 井伊 雅子 一橋大学国際・公共政策大学院教授

猪瀬 直樹 作家・東京都副知事

小早川 光郎 東京大学大学院法学政治学研究科教授

露木 順一 神奈川県開成町長

横尾 俊彦 佐賀県多久市長

(注1) 委員の発令日は平成19年4月1日。ただし、西尾委員の発令は19年11月26日(委員長代理への指名は20年4月8日)

(注2) 増田寛也委員(平成19年4月1日発令。委員長代理への指名は4月2日)は、平成19年8月31日付けで委員を辞職

(注3) 地方分権改革推進委員会令(平成19年政令第102号)第1条に基づく専門委員(担当は出先機関の見直しに関する調査)として、平成21年10月7日現在、松田隆利(国家公務員制度改革推進本部事務局次長)が発令されている。

経済財政改革の基本方針 2008（平成 20 年 6 月 27 日閣議決定）（抄）

第 4 章 国民本位の行財政改革

1. 国民本位の行財政への転換

(1) 地方分権改革

【具体的手段】

(1) 地方分権改革の推進

「地方分権改革推進委員会」（以下、「同委員会」という。）の「第 1 次勧告」を受けた「地方分権改革推進要綱（第 1 次）」に基づき取り組む。同委員会は、平成 20 年内に地方自治体に対する国の法令による義務付け・枠付けの見直しの検討を進めるとともに、国・地方の財政状況を踏まえつつ、国庫補助負担金、地方交付税、税源移譲を含めた税源配分の見直しの一体的な改革に向け地方債を含めた検討を行い、順次勧告する。

これら勧告を踏まえ、「地方分権改革推進計画」を策定し、「新分権一括法案」を平成 21 年度中できるだけ速やかに国会に提出する。

経済財政改革の基本方針 2009（平成 21 年 6 月 23 日閣議決定）（抄）

第 2 章 成長力の強化

4. 地域発の成長

活力と独自性のある地域づくりを進め、地域発の成長を実現する。

- ・地方分権改革推進委員会の勧告を踏まえ、地方分権改革を着実に推進する。
- ・地方分権改革の推進とあいまって、「地方再生戦略」等に基づき、地域の人材力強化、地域力の創造等に取り組む。
- ・直轄事業について検討を行い、情報開示の充実等必要な措置を講ずる。
- ・地方分権改革の推進を図った上で、「道州制基本法」（仮称）の制定に向けて、内閣に「検討機関」を設置する。

第 3 章 安心社会の実現

1. 生活安心保障の再構築

(3) 安心社会に向けての行政基盤の強化

- ・安心社会に向けた行政基盤を強化するため、国民への総合的なサービスの提供、閣僚主導にふさわしい規模、地方分権の徹底、官民挙げた人材の投入などの視点を踏まえ、現行の行政組織の見直し・再編へ向けた検討を行う。

基本方針（抄）

平成二十一年九月十六日（水）

二 今日の日を、日本が明治以来続けてきた政治と行政のシステムを転換する、歴史的な第一歩にしなければ、この内閣の意味はありません。

そのために、この鳩山内閣は、「本当の国民主権の実現」、「内容のともなった地域主権」を政策の二つの大きな柱として、新たな国づくりに向けて、動き出したいと思います。

わが国は、今日から、利権政治と、それを支えてきた官僚依存の政治システムからの脱却を目指します。国民主導により、国民一人ひとりが豊かさを実感できる政策を行う本当の意味での「国民主権」の国家へと転換していきます。

また、明治以来の中央集権体質から脱却し、地域の住民一人ひとりが自ら考え、主体的に行動し、その行動と選択に責任も負う「地域主権」へと、この国のあり方を、大きく転換していきます。

七 同じく、私の主宰で行政刷新会議を開き、政府のすべての予算や事業を見直し、税金の無駄使いを徹底的に排除するとともに、地方にできることは地方にゆだね、真の地域主権国家を築くための改革を推進します。

国家公務員の天下りや渡りのあっせんについても、これを全面的に禁止し、国家公務員制度の抜本的な改革を進めます。これらの点については、行政刷新担当大臣の主導のもとで、地域主権の推進については、総務大臣の主導で調整を進めますので、この点も重ねて、閣僚各位の協力をお願いいたします。

十一 第二に、地域のことは地域に住む住民が決める「地域主権」への転換です。国の権限や財源を精査し、地方への大胆な移譲を進めるなど、国と地方の関係を抜本的に転換します。それはまた、地域に住む住民の皆さんに、自らの暮らす町や村の未来に、自ら責任を持っていただくという住民主体の新しい発想を求めていく第一歩でもあります。

もちろん「地域主権」が、地方自治体の首を絞めるような結果になっては本末転倒です。活気に満ちた地域社会をつくるため、高速道路

やガソリン税など、生活に直接かかる負担を軽減し、活力ある農山漁村を再生するなど、国が担うべき役割は、国が率先して実行します。郵政事業のあり方も、地域主権の観点から抜本的に見直します。

十四 今後、日本が目指すべきは、すべてを政府に依存する政府万能主義でも、格差を生み弱者を切り捨てながら、すべてを民間に委ねる市場原理主義でもありません。

国民生活を第一とする「国民主権」。

住民による行政を実現する「地域主権」。

そして、自立を目指す個人が、他者を尊重しながら互いに支え合う、「自立と共生」。

これら三つの理念を実現することにより、国、地方自治体、国民が、それぞれの役割を生き生きと果たしながら社会全体を構成していく。その姿こそ、目指すべき日本のあり方です。

十五 新たな国づくりは、決して誰かに与えられるものではありません。国が予算を増やせば、すべての問題を解決できるというものでもありません。

国民一人ひとりが、「自立と共生」の理念を育み、発展させてこそ、社会の「絆」を再生し、人と人との信頼関係を取り戻すことができます。

私は、国、地方自治体、そして国民が一体となり、すべての人々が互いの存在をかけがえのない者と感じあえる、そんな「居場所と出番」を見いだすことのできる「友愛の社会」を実現すべく、その先頭に立って、全力で取り組んでまいります。

2009年9月9日

連立政権樹立に当たっての政策合意（抄）

民 主 党
社会民主党
国民新党

7. 地域の活性化

- 国と地方の協議を法制化し、地方の声、現場の声を聞きながら、国と地方の役割を見直し、地方に権限を大幅に移譲する。
- 地方が自由に使えるお金を増やし、自治体が地域のニーズに適切に応えられるようにする。

内閣総理大臣の談話

平成21年10月8日

- 1 本日、地方分権改革推進委員会第3次勧告を丹羽委員長から頂いた。第1次勧告から本勧告に至るまでの地方分権改革推進委員会の委員各位のこれまでのご尽力に深甚なる感謝を申し上げたい。
- 2 「国と地方の協議の場の法制化」や、「義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大」を中心とする本日頂いた勧告は、地域主権を実現していく上で大きな意義を有すると考えており、勧告が最大限実現されるよう、内閣を挙げて速やかに取り組む所存である。

地域主権推進担当大臣談話

平成21年10月8日

- 1 本日、地方分権改革推進委員会第3次勧告が丹羽委員長から鳩山総理へ提出された。地方分権改革推進委員会の委員各位におかれては、第1次勧告から第3次勧告を取りまとめていただき、心から感謝する。
- 2 国と地方自治体の関係を、上下・主従の関係から対等・協力の関係へ改め、地域の実情にあった行政サービスを展開することができるよう、私は、地方分権改革推進委員会の勧告を最大限実現すべく、スピード感をもって、これに全力を挙げて取り組んでいく。
- 3 具体的には、「国と地方の協議の場の法制化」及び「義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大」について、直ちに所要の作業を進め、その実現に全力を尽くしたいと考えている。

地方分権改革推進委員会の「第3次勧告」について

平成21年10月9日（金）閣僚懇談会
内閣府特命担当大臣（地域主権推進）発言要旨

- 1 昨日、「義務付け・枠付けの見直し」を中心とする地方分権改革推進委員会の「第3次勧告」が、丹羽委員長から鳩山総理に提出されました。
- 2 現政権が掲げる「地域主権」を実現していくため、国と地方自治体の関係を、上下・主従の関係から対等・協力の関係に改め、地域の実情にあった行政サービスを展開することが必要です。
このため、この第3次勧告を最大限実現すべく、政府として、スピード感をもって全力を挙げて取り組んでいく必要があります。
- 3 勧告が提言した法改正事項についての分権計画を年内にも閣議決定すべく、担当大臣である私が、政務三役とともに汗をかき政治主導で調整をさせていただきます。各閣僚及び各府省の政務三役におかれましては、「地域主権」の実現に向け、勧告事項についての各府省分の分権計画の取りまとめをよろしくお願いいたします。
- 4 また、改革の実現に向けて、スピーディな取組みが何より重要です。そこで、政省令改正など各省のイニシアチブで直ちに実現できるような改革を、各行政分野の象徴的な事例についてこの1、2か月の間にも実施に移し、改革の成果を国民に目に見えるように示していただきますよう、ぜひお願いしたいと思います。

地方分権改革推進委員会関係法令

○ 地方分権改革推進法（平成十八年法律第百十一号）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、国民がゆとりと豊かさを実感し、安心して暮らすことのできる社会を実現することの緊要性にかんがみ、旧地方分権推進法（平成七年法律第九十六号）等に基づいて行われた地方分権の推進の成果を踏まえ、地方分権改革（この法律の規定に基づいて行われる地方分権に関する改革をいう。以下同じ。）の推進について、基本理念並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、地方分権改革の推進に関する施策の基本となる事項を定め、並びに必要な体制を整備することにより、地方分権改革を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（地方分権改革の推進に関する基本理念）

第二条 地方分権改革の推進は、国及び地方公共団体が共通の目的である国民福祉の増進に向かって相互に協力する関係にあることを踏まえ、それぞれが分担すべき役割を明確にし、地方公共団体の自主性及び自立性を高めることによって、地方公共団体が自らの判断と責任において行政を運営することを促進し、もって個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ることを基本として行われるものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国は、前条に定める地方分権改革の推進に関する基本理念にのっとり、地方分権改革を集中的かつ一体的に推進するために必要な体制を整備するとともに、地方分権改革の推進に関する施策を総合的に策定し、及びこれを実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、国の地方分権改革の推進に関する施策の推進に呼応し、及び並行して、その行政運営の改善及び充実に係る施策を推進する責務を有する。

3 国及び地方公共団体は、地方分権改革の推進に伴い、国及び地方公共団体を通じた行政の簡素化及び効率化を推進する責務を有する。

（国と地方公共団体との連絡等）

第四条 国は、地方分権改革の推進に関する施策の推進に当たっては、地方公共団体の立場を尊重し、これと密接に連絡するとともに、地方分権改革の推進に関する国民の関心と理解を深めるよう適切な措置を講ずるものとする。

第二章 地方分権改革の推進に関する基本方針

（地方分権改革の推進に関する国の施策）

第五条 国は、国際社会における国家としての存立にかかわる事務、全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動若しくは地方自治に関する基本的な準則に関する事務又は全国的な規模で若しくは全国的な視点に立つて行わなければならない施策及び事業の実施その他の国が本来果たすべき役割を重点的に担い、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねることを基本として、行政の各分野

において地方公共団体との間で適切に役割を分担することとなるよう、地方公共団体への権限の移譲を推進するとともに、地方公共団体に対する事務の処理又はその方法の義務付け及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十五条に規定する普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与の整理及び合理化その他所要の措置を講ずるものとする。

- 2 前項に規定する措置を講ずるに当たっては、地方公共団体の自主性及び自立性が十分に発揮されるようにしなければならない。

（財政上の措置の在り方の検討）

第六条 国は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保等の観点から、前条第一項に規定する措置に応じ、地方公共団体に対する国の負担金、補助金等の支出金、地方交付税、国と地方公共団体の税源配分等の財政上の措置の在り方について検討を行うものとする。

（地方公共団体の行政体制の整備及び確立）

第七条 地方公共団体は、行政及び財政の改革を推進するとともに、行政の公正の確保及び透明性の向上並びに住民参加の充実のための措置その他の必要な措置を講ずることにより、地方分権改革の推進に応じた地方公共団体の行政体制の整備及び確立を図るものとする。

- 2 国は、前項の地方公共団体の行政体制の整備及び確立に資するため、地方公共団体に対し必要な支援を行うものとする。

第三章 地方分権改革推進計画

第八条 政府は、地方分権改革の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、前章に定める地方分権改革の推進に関する基本方針に即し、講ずべき必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を定めた地方分権改革推進計画を作成しなければならない。

- 2 内閣総理大臣は、地方分権改革推進計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 3 政府は、地方分権改革推進計画を作成したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。

第四章 地方分権改革推進委員会

（設置）

第九条 内閣府に、地方分権改革推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事務等）

第十条 委員会は、この法律に定める地方分権改革の推進に関する基本的事項について調査審議し、その結果に基づいて、第八条に規定する地方分権改革推進計画の作成のための具体的な指針を内閣総理大臣に勧告するものとする。

- 2 委員会は、必要があると認めるときは、地方分権改革の推進に関する重要事項について、内閣総理大臣に意見を述べることができる。
- 3 内閣総理大臣は、第一項の勧告を受けたときは、これを国会に報告するものとする。

る。

(組織)

第十一条 委員会は、委員七人をもって組織する。

2 委員は、非常勤とする。

(委員の任命)

第十二条 委員は、優れた識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

2 前項の場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、同項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員を任命することができる。

3 前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認が得られないときは、内閣総理大臣は、直ちにその委員を罷免しなければならない。

(委員の罷免)

第十三条 内閣総理大臣は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、両議院の同意を得て、その委員を罷免することができる。

(委員の秘密保持義務)

第十四条 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員長)

第十五条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(資料の提出その他の協力等)

第十六条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、行政機関及び地方公共団体の長に対して、資料の提出、意見の表明、説明その他の必要な協力を求めることができる。

2 委員会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、行政機関及び地方公共団体の業務の運営状況を調査し、又は委員にこれを調査させることができる。

3 委員会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、第一項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(事務局)

第十七条 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。

2 事務局に、事務局長のほか、所要の職員を置く。

3 事務局長は、委員長の命を受けて、局務を掌理する。

(政令への委任)

第十八条 この法律に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第十二条第一項中両議院の同意を得ることに関する部分は、公布の日から施行する。

(特別職の職員の給与に関する法律の一部改正)

第二条 特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第五十七号の二の次に次の一号を加える。

五十七の三 地方分権改革推進委員会委員

(内閣府設置法の一部改正)

第三条 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。
附則第二条第三項を次のように改める。

3 内閣府は、第三条第二項の任務を達成するため、第四条第三項各号及び前二項に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる期間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。

期 間	事 務
イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法（平成十五年法律第百三十七号）がその効力を有する間	同法第二条第一項に規定する対応措置（自衛隊が実施するものを除く。）の実施に関すること。
地方分権改革推進法（平成十八年法律第百十一号）がその効力を有する間	一 地方分権改革推進計画（同法第八条第一項に規定する地方分権改革推進計画をいう。次号において同じ。）の作成に関すること。 二 地方分権改革推進計画に基づく施策の実施に係る関係行政機関の事務の連絡調整に関すること。

附則第四条に次の一項を加える。

2 地方分権改革推進法がその効力を有する間、同法の定めるところにより内閣府に置かれる地方分権改革推進委員会は、本府に置く。

(この法律の失効)

第四条 この法律は、附則第一条の政令で定める日から起算して三年を経過した日にその効力を失う。

○ 地方分権改革推進委員会令（平成十九年政令第百二号）

（専門委員）

第一条 地方分権改革推進委員会（以下「委員会」という。）に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関して十分な知識又は経験を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員は、非常勤とする。

（議事）

第二条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 委員会の議事は、委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（事務局長）

第三条 事務局長は、非常勤とする。

（事務局次長）

第四条 委員会の事務局に、事務局次長三人（うち二人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。

2 事務局次長は、事務局長を助け、局務を整理する。

（参事官）

第五条 委員会の事務局に、参事官三人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。

2 参事官は、命を受けて、局務を分掌し、又は局務に関する重要事項の調査審議に参画する。

（雑則）

第六条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この政令は、地方分権改革推進法の施行の日（平成十九年四月一日）から施行する。

地方分権改革推進本部の設置について

平成19年5月29日
閣議決定

1. 地方分権改革の推進に関する施策の総合的な策定及び実施を進めるため、内閣に地方分権改革推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

2. 本部の構成員は、次のとおりとする。ただし、本部長は、必要があると認めるときは、関係者に出席を求めることができる。

本部長 内閣総理大臣

副本部長 内閣官房長官、内閣府特命担当大臣（地方分権改革）

本部員 他のすべての国務大臣

（注）本部会合には、内閣官房副長官（政務及び事務）が出席する。

3. 本部長は、必要に応じ、特定の事項に関し、関係する本部構成員による審議の場を設けることができる。

4. 本部に幹事を置く。幹事は、関係行政機関の職員で本部長の指名した官職にある者とする。

5. 本部の庶務は、内閣府の助け及び関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。

6. 前各項に掲げるもののほか、本部の運営に関する事項その他必要な事項は、本部長が定める。

【開催実績】

- ① 第1回本部 [平成19年6月11日(月)]
丹羽委員長から委員会の「基本的な考え方」(5月30日)を説明
- ② 第2回本部 [平成19年11月30日(金)]
丹羽委員長から委員会の「中間的な取りまとめ」(11月16日)を説明
「中間的な取りまとめ」を最大限尊重し、各府省が委員会の求めに誠実に対応していくこと等の方針を確認
- ③ 第3回本部 [平成20年4月15日(火)]
丹羽委員長から委員会の「中間的な取りまとめ」に対する各府省の検討状況について報告
政府として地方分権改革の推進のための手順を確認
- ④ 第4回本部 [平成20年6月20日(金)]
「第1次勧告」(5月28日)についての政府の対処方針として「地方分権改革推進要綱(第1次)」を決定
- ⑤ 第5回本部 [平成20年8月5日(火)]
丹羽委員長から委員会の「国の出先機関の見直しに関する中間報告」(8月1日)を説明
- ⑥ 第6回本部 [平成21年3月24日(火)]
「第2次勧告」(平成20年12月8日)を踏まえ、政府として「出先機関改革に係る工程表」を決定
- ⑦ 第7回本部 [平成21年6月12日(金)]
丹羽委員長から委員会の「義務付け・枠付けの見直しに係る第3次勧告に向けた中間報告」(6月5日)を説明政府として、委員会審議への協力や分権計画の策定等に向け作業を加速させること等を確認

義務付け・枠付けの見直し関連の審議経過

月 日	活動事項
(平成 19 年)	
5 月 30 日	○「基本的な考え方」(第 7 回委員会) ・義務付け・枠付けの見直しの調査審議の方針等
7 月 31 日	○法制問題の検討状況について小早川委員より報告(第 14 回委員会)
10 月 31 日	○法制問題の検討状況について小早川委員より報告(第 25 回委員会)
11 月 16 日	○「中間的な取りまとめ」(第 29 回委員会) ・義務付け・枠付けの見直しの考え方・手法を提示 ・「義務付け・枠付けの存置を許容する場合のメルクマール」を設定し、メルクマールに該当しない場合には原則として廃止することを求める 等
12 月 19 日	○「地方公共団体に対する自治事務の処理又はその方法の義務付けに係る調査について」(地方分権改革推進委員会事務局長発各府省等事務次官等あて依頼(府分権第 120 号))を発出し、「中間的な取りまとめ」の考え方・手法に従って各府省に調査依頼(平成 20 年 4 月 17 日までに各府省から回答)
(平成 20 年)	
9 月 16 日	○「義務付け・枠付けの存置を許容する場合のメルクマール」について審議(第 57 回委員会) ・「義務付け・枠付けの存置を許容する場合のメルクマール」該当性を整理 ・「義務付け・枠付けの存置を許容する場合のメルクマール」非該当だが、残さざるを得ないと判断するもののメルクマール」を設定
9 月 22 日	○義務付け・枠付けに係る「メルクマール該当性についての委員会としての考え方(案)」について審議(第 58 回委員会) ○「第 58 回委員会「メルクマール該当性についての委員会としての考え方」を踏まえた地方公共団体に対する自治事務の処理又はその方法の義務付けに係る調査について」(地方分権改革推進委員会事務局長発各府省等事務次官等あて依頼(府分権第 112 号))を発出し、各府省に調査依頼(10 月 21 日までに各府省から回答)
10 月 21 日	○文部科学省関係・環境省関係ヒアリング(第 62 回委員会)
10 月 30 日	○厚生労働省関係ヒアリング(第 63 回委員会)
11 月 4 日	○農林水産省関係ヒアリング(第 64 回委員会)
11 月 11 日	○国土交通省関係ヒアリング(第 65 回委員会)
11 月 19 日	○義務付け・枠付けの見直しについて小早川委員より報告(第 66 回委員会) ・「義務付け・枠付けの存置を許容する場合のメルクマール」非該当だが、残さざるを得ないと判断するもののメルクマール」を一部修正 ・第 3 次勧告に向けて、当委員会として具体的に講ずべき措置の調査審議を行う重点的に見直しを行うべき項目とその見直しの方針を設定
11 月 26 日	○第 2 次勧告に向けた審議(第 67 回委員会)

小早川委員WGによる各 省ヒアリング (計6回)

- ・義務付け・枠付けの見直し関係（勧告素案）
- 12月2日 ○第2次勧告に向けた審議（第68回委員会）
 - ・義務付け・枠付けの見直し関係（勧告案）
- 12月8日 ○「第2次勧告」（第69回委員会）
 - ・見直し対象条項のメルクマールへの該当・非該当についての委員会としての判断
 - ・メルクマールに該当しない条項について、地方自治体の条例制定権の拡大をはかる方向での見直しが必要であること
 - ・(a)施設・公物設置管理の基準、(b)協議、同意、許可・認可・承認、(c)計画等の策定及びその手続の、3つの重点事項については「特に問題があり、これらを中心に、当委員会として第3次勧告に向けて具体的に講ずべき措置の調査審議を進め、結論を得る」こと

(平成21年)

- 1月8日 ○「第2次勧告を踏まえた地方公共団体に対する自治事務の処理又はその方法の義務付けに係る調査について」（地方分権改革推進委員会事務局長発各府省等事務次官等あて依頼（府分権第4号））を发出し、各府省に調査依頼（2月12日までに各府省から回答）
- 2月13日 ○文部科学省関係・厚生労働省関係・農林水産省関係ヒアリング（第74回委員会）
- 2月25日 ○国土交通省関係ヒアリング（第76回委員会）
- 3月25日 ○厚生労働省関係ヒアリング（第78回委員会）
- 3月26日 ○国土交通省関係ヒアリング（第79回委員会）
- 4月15日 ○文部科学省関係・農林水産省関係・国土交通省関係ヒアリング（第81回委員会）
- 5月28日 ○義務付け・枠付けのうち重点事項の具体的に講ずべき措置の方針について小早川委員より報告（第85回委員会）
- 6月5日 ○「義務付け・枠付けの見直しに係る第3次勧告に向けた中間報告」（第86回委員会）
- 7月2日 ○「義務付け・枠付けの見直しに係る第3次勧告に向けた中間報告を踏まえた地方公共団体に対する自治事務の処理又はその方法の義務付けに係る調査について（依頼）」（地方分権改革推進委員会事務局長発各府省等事務次官等あて依頼（府分権第80号））を发出し、各府省に調査依頼（平成21年8月13日までに各府省から回答）
- 8月17日 ○義務付け・枠付けの見直し（3つの重点事項分）の検討作業状況（途中経過）
（第93回委員会）

小早川委員WGIによる各 省ヒアリング (計4回)

小早川委員WGIによる各 省ヒアリング (計5回)

- 9月7日 ○小早川委員ワーキンググループ報告（義務付け・枠付けの見直し）（第95回委員会）
 - ・3つの重点事項について具体的に講ずべき措置の方針を提示
 - ・3つの重点事項の個別条項毎に、具体的に講ずべき措置を提示し、義務付け・枠付けの見直しを要請
 - ・3つの重点事項以外についても、第2次勧告に基づき、今後具体的に見直し措置を講ずるよう、政府へ要請
- 9月24日 ○第3次勧告に向けた審議（第96回委員会）
 - ・義務付け・枠付けの見直し関係（勧告案）
- 10月7日 ○「第3次勧告」（第97回委員会）

第1章 義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大

2 義務付け・枠付けの見直しの方針

（1）本勧告で取り上げる義務付け・枠付けの範囲設定

本勧告は、地方自治体が自らの責任において行政を実施する仕組みを構築するとの観点から、自治事務のうち、法令による義務付け・枠付けをし、条例で自主的に定める余地を認めていないものを見直しの対象とし、具体的には、その対象範囲を次のとおり設定している。

地方自治体の事務の処理又はその方法に関する法律の規定のうち、原則として条項を単位として、(a)及び(b)に該当するものであって、(c)に該当するものを除いたもの。

(a)自治事務であること。

(b)事務の処理又はその方法（手続、判断基準等）を義務付けていること。

(c)事務の処理又はその方法（手続、判断基準等）について、条例による自主的な決定又は法令による義務付けの条例による補正（補充・調整・差し替え）を認めていること。

なお、あわせて、全国知事会「第二期地方分権改革」への提言等について」（平成19年7月25日）、同「国の関与の廃止等について（追加分）」、及び全国市長会「支障事例を踏まえた主な改革の方向」（以下「全国知事会、全国市長会の提言等」という。）のうち、自治事務に係る国の法令による義務付け・枠付け、関与の廃止・縮小を求める項目に係る条項については、見直し対象に加えている。

法定受託事務を除外し、自治事務を対象として見直しを実施するのは、次を踏まえたものである。すなわち、自治事務については「国は、地方公共団体が地域の特性に応じて当該事務を処理することができるよう特に配慮しなければならない」（地方自治法第2条第13項）とされていること。他方、法定受託事務については、「国が本来果たすべき役割に係るものであつて、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるもの」（同法第2条第9項第1号）であり、国・都道府県は、都道府県・市町村が「法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準を定めることができる」（同法第245条の9）とされていること。法定受託事務であっても、その目的を達成するために必要な最小限度の義務付け・枠付けで

なければならないことは当然である。

(2) 見直しの具体的な方針

(1) で設定した範囲の義務付け・枠付け（以下「見直し対象条項」という。）については、地方自治体の自主性を強化し、政策や制度の問題も含めて自由度を拡大すべきとの観点から、条項を単位として、(3) に掲げるメルクマールに該当する条項（見直し対象条項のメルクマール該当・非該当の判断は3による。）を除き¹、

①廃止（単なる奨励にとどめることを含む。）、

②手続、判断基準等の全部を条例に委任又は条例による補正（「上書き」）を許容、

③手続、判断基準等の一部を条例に委任又は条例による補正（「上書き」）を許容、のいずれかの見直しを行う必要がある。その際には、①から③までの順序で見直しを行うべきである。

(3) 義務付け・枠付けの存置を許容する場合等のメルクマールの設定

(2) による義務付け・枠付けの見直しにあたって、「義務付け・枠付けの存置を許容する場合のメルクマール」及び「義務付け・枠付けの存置を許容する場合のメルクマール」非該当だが、残さざるを得ないと判断するもののメルクマール」を次のとおり設定した。前者は、国と地方自治体の役割分担の一般原則等を踏まえて「中間的な取りまとめ」において当委員会が提示したものであり、さらに各府省の回答を精査する過程においてその一部を明確化したものである（iv-a から g まで）²。後者は、同じく各府省の回答を精査する過程において、前者には該当しないが、なお見直し対象条項を現状のままで残さざるを得ないと当委員会が判断したものである³。

義務付け・枠付けの存置を許容する場合のメルクマール

- i 地方自治体が私有財産制度、法人制度等の私法秩序の根幹となる制度に関わる事務を処理する場合
- ii 補助対象資産又は国有財産の処分に関する事務を処理する場合
- iii 地方自治に関する基本的な準則（民主政治の基本に関わる事項その他の地方自治体の統治構造の根幹）に関する事務を処理する場合、及び他の地方自治体との

¹ 当委員会としては、義務付け・枠付けのメルクマール該当性の判断を、条項を単位として行った。したがって、本勧告では、メルクマールに該当している内容を含んでいても、同時に、メルクマールに該当していない部分も含まれていれば、当該条項全体としては、メルクマール非該当と判断している。

² 第57回委員会（平成20年9月16日）

³ 第57回委員会及び第66回委員会（平成20年11月19日）

比較を可能とすることが必要と認められる事務であって全国的に統一して定めることが必要とされる場合

- iv 地方自治体相互間又は地方自治体と国その他の機関との協力に係る事務であって、全国的に統一して定めることが必要とされる場合
- a 地方自治体が他の地方自治体と水平的に共同して、又は地方自治体の主体的な判断で広域的に連携して事務を実施するために必要な仕組みを設定しているもの
 - b 全国的な総量規制・管理のために必要な仕組みを設定しているもの
 - c 地方自治体に義務付けられた保険に係る規定（保険と整合的な給付を含む。）のうち、地方自治体以外の主体に対して義務付けられた保険と一体となって全国的な制度を構築しているもの
 - d 指定・登録機関の指定・登録（地方自治体の事務そのものを行わせるものに限る。）に係るもの
 - e 国・地方自治体間、地方自治体相互間の情報連絡・意見聴取（協議・調整を除く。）に係る規定のうち、都道府県に対して国への情報連絡を義務付けるもの、市町村に対して国・都道府県への情報連絡を義務付けるもの、また、都道府県に対して国の意見反映を義務付けるもの、市町村に対して国・都道府県の意見反映を義務付けるもの（民間事業者と同等の情報連絡を義務付けているものを除く。）以外のもの
 - f 地方自治体間の権限配分に関する相互間調整及び紛争解決のための裁定の手續に関するもの
 - g 国・地方自治体間の同意（地方分権推進計画（平成10年5月）第2の4(1)カ(ア) a 及び b に該当するものに限る。）、及び許可・認可・承認（同計画第

¹ 「地方分権推進計画（平成10年5月29日閣議決定）」（抄）

第2 国と地方公共団体との役割分担及び国と地方公共団体の新しい関係

4 地方公共団体に対する国又は都道府県の関与等のあり方

カ 同意

(ア) 国は、地方公共団体の行政については、地方公共団体の自治事務の処理について国又は都道府県と当該地方公共団体との間で協議をする場合においては、以下の場合等国又は都道府県の当該協議に関する施策と地方公共団体の当該協議に関する施策との整合性を確保しなければこれらの施策の実施に著しく支障が生じると認められるときを除き、当該協議について当該地方公共団体に対する国又は都道府県の同意を要することのないようにしなければならない。

a 法令に基づき国がその内容について財政上又は税制上の特例措置を講ずるものとされている計画を地方公共団体が作成する場合

b 地方公共団体の区域を越える一定の地域について総量的な規制・管理を行うため国が定める総量的な具体的基準を元に関係地方公共団体が計画を作成する場合

(イ) (略)

キ 許可、認可及び承認

(ア) 国は、地方公共団体の行政については、以下の場合等地方公共団体の自治事務の処理について国又は都道府県の許可、認可又は承認を要することとすること以外の方法によって当該自治事務の処理の適正を確保することが困難であると認められるときを除き、地方公共団体の自治事務の処理について国又は都道府県の許可、認可又は承認を要することのないようにしなければならない。

a 刑法等で一般的には禁止されているが特別に地方公共団体に許されるような事務を処理する場合

b 公用収用・公用換地・権利変換に関する事務を処理する場合

c 補助対象資産、国有財産処分等に関する事務を処理する場合

d 法人の設立に関する事務を処理する場合

e 国の関与の名あてて人として地方公共団体を国と同様に扱っている事務を処理する場合

(イ) (略)

2の4(1)キ(ア) aから eまでに該当するものに限る。) 1に係る規定(第1次勧告の第2章「重点行政分野の抜本的な見直し」の勧告事項として盛り込まれた事項及びそれと同様の整理が必要な事項を除く。)

- v 国民の生命、身体等への重大かつ明白な危険に対して国民を保護するための事務であって、全国的に統一して定めることが必要とされる場合
- vi 広域的な被害のまん延を防止するための事務であって、全国的に統一して定めることが必要とされる場合
- vii 国際的要請に係る事務であって、全国的に統一して定めることが必要とされる場合

**「義務付け・枠付けの存置を許容する場合のメルクマール」非該当だが、
残さざるを得ないと判断するもののメルクマール**

- ア 地方自治体による行政処分など公権力行使(これに準ずるものを含む。)にあたっての私人保護(行政不服審査の一般ルール及びその特例、行政手続の一般ルール及びその特例、行政強制、行政罰、斡旋・調停・仲裁等の準司法手続、公権力行使にあたっての身分証携帯義務、刑事手続における人身拘束にあたっての人権擁護、個人情報保護に限る。)、地方自治体による事実証明(証明書、手帳交付)、及び地方自治体が設置する公物、付与剥奪する資格、規制する区域、徴収する税、保険料等の記録に係る規定
- イ 全国的に通用する士業の試験、資格の付与剥奪、及び全国的な事業の許可・認可・届出受理、並びにこれらに伴う指導監督に係る規定
- ウ 国民の生命、身体等への危険に対して国民を保護するための対人給付サービスの内容・方法等に係る規定のうち、金額、仕様等に関する定量的な基準、個別具体的な方法等を含まないもの(政省令、告示への委任規定を含む規定を除く。)
- エ 義務教育に係る規定のうち、教育を受ける権利及び義務教育無償制度を直接に保障したもの
- オ 必要不可欠であるが周辺地域に多大な環境負荷をもたらす施設の設置の許可等の手続・基準であって、全国的に統一して定めることが必要とされる場合の事務の処理に係る規定
- カ 刑法で一般的には禁止されている行為を特別に地方自治体に許容するための条件設定に係る規定
- キ 計量、公共測量及び国土調査の精度の確保並びに住居表示に係る規定のうち、全国的に統一して定める必要のあるもの

4 義務付け・枠付け見直しの今後の進め方

3においてメルクマールに該当しないと判断した見直し対象条項については、2(2)の方針に従って見直しを行うべきであるが、これまでの当委員会の調査審議等を踏まえれば、このうち、次に掲げるような形態のものについては特に問題があり、これらを中心に、当委員会として第3次勧告に向けて具体的に講ずべき措置の調査審議を進め、結論を得る。

このため、第2次勧告後、速やかに、各府省に対し、(a)から(c)までに係るものについて、それぞれに掲げる方針に従って見直しを行うことを求めることとする。各府省の回答は公表するとともに、その内容について当委員会として重点的な調査審議を行う。

(a) 施設・公物設置管理の基準

原則として、次の順序で見直すこととすべきである。

- ① 基準の全部の廃止（単なる奨励にとどめることを含む。）
- ② 基準の全部について条例に委任又は条例による補正を許容
- ③ 基準の一部について条例に委任又は条例による補正を許容し、その他の部分について定量的でなく、また、個別具体的な方法等を含まない、一般的・定性的な基準への移行

(b) 協議、同意、許可・認可・承認

原則として、次の順序で見直すこととすべきである。

- ① 協議、同意、許可・認可・承認の廃止（協議等の単なる奨励にとどめることを含む。）
- ② 事後の届出、報告、通知等の情報連絡への移行

(c) 計画等の策定及びその手続

原則として、計画等の策定、内容、策定手続それぞれについて次の方針で見直すこととすべきである（計画等の策定手続のうち、(b)に該当するものについては、(b)に掲げる方針による）。

- ・計画等の策定の義務付けについては、廃止（単なる奨励にとどめることを含む。）
- ・計画等の内容の義務付けについては、廃止（単なる奨励にとどめることを含む。）又は条例制定の余地の許容
- ・計画等の策定手続のうち、意見聴取、公示・公告・公表等の義務付けについては、廃止（単なる奨励にとどめることを含む。）又は条例制定の余地の許容

さらに、今後制定される法令が、第1次地方分権改革で構築された関与の諸原則に加え、今次の地方分権改革で構築される義務付け・枠付けの諸原則に沿ったものとなるよう、各府省及び政府全体として自律的にチェックしていくための組織的な仕組みについても検討を進める予定である。

小早川委員ワーキンググループ

(敬称略)

小早川 光 郎 地方分権改革推進委員会委員
東京大学大学院法学政治学研究科教授

高 橋 滋 一橋大学大学院法学研究科教授

斎 藤 誠 東京大学大学院法学政治学研究科教授

※ 平成 20 年 10 月以降、小早川委員の統括の下に高橋教授及び斎藤教授が参画し、義務付け・枠付けの見直しに関する委員会ヒアリングを補完するものとして、別途ヒアリングを実施するとともに、義務付け・枠付けの見直しに関して、同委員を中心とする検討作業を行った。

地方分権推進委員会 最終報告(抄)(平成13年6月14日)

第4章 分権改革の更なる飛躍を展望して

委員会が推進してきた今次の分権改革は、既に第1章で述べたように、第1次分権改革というべきものにとどまっている。この未完の分権改革をこれから更に完成に近づけていくためには、まだまだ数多くの改革課題が残っている。

これらを大きく分類すれば、以下の6項目に整理することができると思う。

II 地方公共団体の事務に対する法令による義務付け・枠付け等の緩和

ついで第2に、地方分権を実現するには、ある事務事業を実施するかしないかの選択それ自体を地方公共団体の自主的な判断に委ねることこそが最も重要であるため、地方公共団体の事務に対する国の個別法令による義務付け、枠付け等を大幅に緩和していくことである。

第1次分権改革の主要な成果の一つは、国の通達等による関与を大幅に緩和したことであるが、国の法令等（法律・政令・省令・告示）による事務の義務付け、事務事業の執行方法や執行体制に対する枠付けの緩和については、ほとんど全く手付かずに終わっている。地方公共団体の事務を文字どおりそれらしいものに変えていくためには、国の個別法令による事務の義務付け、事務事業の執行方法や執行体制に対する枠付け等を大幅に緩和する必要がある。

(以下略)